

令和2年第4回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和2年4月27日(月) 9時30分～11時25分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

1 出席者の氏名

教育長	永 田 良 二
教育委員	近 藤 孝 信
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	栗 田 一 政
教育総務課長	苑 田 和 良
学校教育課長	本 村 英 治
生涯学習課長	南 原 伸 治
スポーツ振興課長	岡 野 俊 作
文化財課長	岡 野 博 明
世界遺産推進室長	松 本 慎 二
教育総務課総務班長	荒 木 一 弘

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第26号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第27号 南島原市社会教育委員の委嘱について

議案第28号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第29号 南島原市図書館協議会委員の委嘱について

議案第30号 南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

報告第1号 損害賠償の額の決定について

報告第2号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 南島原市立小・中学校学校評議員の委嘱について

(3) 令和2年度南島原市一般会計補正予算(第1号)について

(4) 令和2年度教育委員会主要事業計画について

(5) 次回教育委員会定例会の開催について

(6) その他
第7 閉会

日程 第1 開会

永田教育長

それでは、只今から、「令和2年第4回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

永田教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「吉田委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

〈令和2年第3回定例会…吉田委員が署名〉

日程 第3 会議録署名人の指名

永田教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「松尾委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

それでは、会議録署名人に「松尾委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告

永田教育長

日程第4「教育長報告」を行います。

この報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、令和2年3月26日から令和2年4月24日までの諸会議及び諸行事の結果等の概要について報告)

永田教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

永田教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

永田教育長

議案第26号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

議案第26号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

南島原市教育支援委員会条例第3条の規定により提案するものでございます。

令和2年度南島原市教育支援委員会委員名簿をご覧ください。

南島原市教育支援委員会条例第3条に「委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する」とあります。

対象としましては、学識経験を有する方、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者とありますので、関係機関から推薦

をいただいた13名を委嘱するものでございます。

名簿をご覧ください。黄色で着色している方が昨年度と変更のある方です。

以上で、議案第26号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

「議案第26号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第27号「南島原市社会教育委員の委嘱について」と、議案第28号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

議案第27号「南島原市社会教育委員の委嘱について」及び議案第28号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」を一括してご説明いたします。

まず、議案第27号「南島原市社会教育委員の委嘱について」ですが、令和2年3月31日をもって、南島原市社会教育委員の任期が満了したことに伴い、社会教育法第15条第2項並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定に基づき、新たに社会教育委員を委嘱するものでございます。

次に、議案第28号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」ですが、同様に、令和2年3月31日をもって、公民館運営審議会委員の任期が満了したことに伴い、社会教育法第30条第1項並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定に基づき、新たに公民館運営審議会委員を委嘱するものでございます。

名簿をご覧ください。黄色で着色している方が前任と変更になっている方です。

なお、任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31までの2年間となっております。

以上で、議案第27号及び議案第28号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第27号及び議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号について、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第29号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

生涯学習課長

議案第29号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」をご説明いたします。

令和2年3月31日をもって、南島原市図書館協議会委員の任期が満了したことに伴い、図書館法第15条並びに南島原市図書館条例第6条第2項の規定に基づき、新たに図書館協議会委員を委嘱するものでございます。

名簿をご覧ください。全員、前任と変更はございません。

なお、任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31までの2年間となっております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長

特にないようですので、お諮りします。

議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長

次に、議案第30号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を提案いたします。

内容について、担当課長から説明させます。

文化財課長

議案第30号「南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について」をご説明いたします。

令和2年3月31日をもって、南島原市文化財保護審議会委員の任期が満了したことに伴い、南島原市文化財保護条例第17条第1項及び南島原市文化財保護審議会規則第3条の規定に基づき、新たに文化財保護審議会委員を委嘱するものでございます。

名簿をご覧ください。1名辞退されたため、1名減となっておりますが、後の方は、前任と変更はございません。

なお、任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31までの2年間となっております。

また、地区に偏りがありますので、任期中に、新たに委員を追加して委嘱をしたいと考えております。

以上で、議案第30号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。
永田教育長 特にないようですので、お諮りします。
議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

永田教育長 次に、報告第1号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。
内容について、担当室長から説明させます。

世界遺産推進室長 報告第1号「損害賠償の額の決定について」をご説明いたします。
損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第2項の規定により、議

会へ報告する必要があるため提案するものでございます。
賠償の理由、賠償の金額及び賠償する相手の方については、別紙のとおりで

ございます。
以上で、報告第1号の説明を終わります。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようです。
「報告第1号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するもので
ございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長 次に、報告第2号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」を提
案いたします。

内容について、教育次長から説明させます。

教育次長 報告第2号「南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について」をご説明い
たします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第7項の規定により、別
紙の者に対し辞令を発令しましたので、教育委員会へ報告するものでござい
ます。

辞令の発令内容につきましては、別紙のとおりでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようです。
「報告第2号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するもので
ございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

永田教育長 続きまして、日程第6「その他」に移ります。

永田教育長 第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたい
と思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

永田教育長 この案件は、非公開といたします。

 <非公開の説明>

永田教育長 小学校 認定 8人

 中学校 認定 5人

 本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定しました。

 以上の報告をもって了承をお願いします。

永田教育長 次に、第2号「南島原市立小・中学校評議員の委嘱について」を議題とします。

 内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長 (南島原市立小・中学校学校評議員について説明)

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 特にないようですので、お諮りします。

 第2号について、「推薦者一覧」のとおり委嘱することに、ご異議ありませんか。

 <異議なしの声>

永田教育長 異議なしと認めます。

 よって、第2号につきましては、「推薦者一覧」のとおり委嘱することに決定しました。

 次に、第3号の「令和2年度 南島原市 一般会計 補正予算(第1号)について」を議題とします。

 内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長 (令和2年度 南島原市 一般会計 補正予算(第1号)について説明)

永田教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長 今回の補正予算ではありませんが、「GIGAスクール」について、本市の今後について、担当課長より説明をお願いします。

学校教育課長 この件につきましては、例えば通信技術を使い、家庭で授業を受ける「遠隔授業」が推奨あるいは、実際に取り組んでいる自治体もございます。

 本市の現状としましては、児童生徒一人につき、タブレット等の情報端末1台を整備し、それを家庭に持ち帰り活用できるような環境の整備は実現しておりません。

 しかし、昨年度末から国の方針として、児童・生徒一人につき、情報端末1台を整備する「GIGAスクール構想」が表明されており、この実現に向けて、本市でも予算要求の準備を進めているところでございます。

 しかしながら、全国一斉にパソコン、タブレット等の端末を整備していくのは、大変困難な状況になっております。

 現在、家庭学習につきましては、紙での学習課題等で対応しておりますが、今後、このような休校や災害も考慮し、一人1台の端末の整備につきましては、早急に整備を図っていき、最終的には、遠隔授業も実施できるよう進めてい

きたいと考えております。

永田教育長

今年度の予算で、今後整備していく一人一台の端末を学校で活用できるように、学校内のネットワーク環境の整備も予定しているところであります。

吉田委員

子どもの学ぶ機会の提供は、大変重要なことです。

子どもたちへのプリント等の配布を、自治会配布を活用するとか検討している方法だと思います。

学校教育課長

ご提案ありがとうございます。

現在は、学校の教職員が児童生徒の健康状態の確認も含めて、電話、家庭訪問等で対応をしているところであります。

その際、課題や配布物も渡している状況であります。

どうしても、児童生徒数が多い学校もございますので、検討をさせていただきたいと思っております。

近藤委員

現在の状況ですから、学習の遅れが気になります。

特に新学期を迎え、特に小学1年生は、これからの時で、課題も出せない状況ではないでしょうか。

もし、5月以降もこのような休校の問題が発生した時に、どう対応をされていくのか心配しているところです。

学校内のW I - F I (ワイファイ：無線通信の一種) 環境が整備される予定であることは、大変ありがたいことだと思いますが、遠隔授業となると、通信環境が整っている家庭は大丈夫だと思いますが、ない家庭をどうするか、教育委員会でも苦慮されていると思います。

また、中学生の部活動関係も、大会などの発表の場は、どうなるのか。

全国クラスの大会は、中止が多いと思いますが、生徒の目標やモチベーションを高める意味でも、市の大会を時期をずらしてでも出来ないものでしょうか。

日頃から目標をもって頑張ってきた子供たちに酷な気がします。

いずれにせよ、この新型コロナウイルス関連の対応では、保健所、自治体、学校では、大変なご苦労があるかと思っております。

塩田委員

大学生などは、遠隔授業をされているところもあります。

先生の話聞きながら、教育を受けていくのは、大変大切なことだと思います。

このような休校が長期化した場合、本市の子どもたちの学ぶ環境はどうなるのか大変心配しています。

全体的に一人1台の端末の整備も大切だと思いますが、予算や端末の整備等までには、まだまだ時間がかかると思います。

現在は、先生が児童生徒に一人ひとり電話で確認をされているとのことですが、本当に大変だと思います。

子どもたちにとって先生の声の聞いたり、励ましていただけることは、大変うれしいことだと思います。

今後、コロナウィルスで家庭での学習が長期化した場合を考えると、すでにご家庭にパソコンや通信環境が整っている家庭も多いかと思っておりますので、そのような家庭では、個々の家庭のパソコンや通信環境を使ってもらい、家庭にパソコンや通信環境がない家庭に援助をして、遠隔授業などまで至らなくても、先生と子どもたちがコミュニケーションが取れるような仕組みを一刻も早く、作っていただきたいと思っております。

学校教育課長

ご意見ありがとうございます。

確かに家庭状況で通信環境等が異なっているのは事実であります。

今後、こういったウィルス感染症や災害等も考えられますので、今後、遠隔授業の整備も図りたいと考えております。

また、家庭にW I - F I (ワイファイ) 環境がなくても、L T E (エルティイー) (携帯電話の通信を利用した通信の一種) を利用して、パソコンなどの端末を携帯の通信 (L T E) を使えるモデルの導入などにより、ほとんどのご家庭にある携帯モバイル通信を使う仕組みも検討しているところでございます。

松尾委員

1 回目の休校では、各学校で受け入れをしていただいたところですが、2 回目の休校では、子どもたちの受け入れ態勢はどのようになっているのでしょうか。

学童保育に行っている子供たちは大丈夫と思いますが、預かる場合も、例えば 8 時 3 0 分からでなく、8 時とか預かる時間を柔軟に考えていただければ、保護者の負担軽減につながると思うのですが、この辺の対応はどうでしょうか。

学校教育課長

現在、臨時休業期間中に子供の居場所確保の視点から、各小学校で 1 年生から 3 年生までと特別支援学級の子どもについて学校の教室等を開放して受け入れをしているところです。

時間については、原則 8 時 3 0 分から 1 2 時までとしておりますが、各学校における子供体の状況も違いますので、個々の相談には、丁寧に応じるよう指導をしております。

その点から、受け入れをできるところについては、柔軟な対応をしていると考えております。

現在、市内全体で 1 日約 1 2 0 名程の受け入れをしている報告を受けており、特に多い学校もありますが、子どもたちの距離を確保し、教室を分けながら対応をしているところでございます。

また、放課後児童クラブからの依頼があれば、過密状態の解消のため、学校の運動場や体育館の開放について応じるよう通知をしております。

永田教育長

コロナウィルス対策については、今後も継続する可能性もございますので、今後も提案、ご意見等をいただきたいと思っております。

永田教育長

次に、第 4 号「令和 2 年度教育委員会主要事業計画について」を議題とします。各課別に、担当課長から説明させます。

各課長・室長

(令和 2 年度教育委員会主要事業計画について説明)

永田教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

永田教育長
永田教育長

特にないようですので、以上で、第4号の報告を終わります。

次に、第5号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございますが、次回の定例会は、5月21日、木曜日、午後2時から開催する予定としておりますので、よろしくお願ひします。

永田教育長

最後に、第6号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

学校教育課長
教育総務課長
文化財課長
永田教育長

(小・中学校の臨時休業及び臨時休業中の児童の居場所づくりについて説明)

(教育委員会所管施設の閉館について説明)

(山之内遺跡及び諏訪の上遺跡の文化財発掘調査報告書について説明)

他にございませんか。

特にないようですので、第6号の「その他」を終わります。

永田教育長

日程 第7 閉会

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 11時25分

会議録署名人

教育委員

記録職員